

# 専門実践教育訓練給付制度

和歌山市で受講できる専門実践教育訓練講座のご案内

教育訓練経費  
最大70%支給  
+  
教育訓練支援給付金  
条件あり

## 保育士・幼稚園教諭 栄養士

幼保W取得可能

和歌山県内唯一の養成施設

和歌山信愛女子短期大学の「保育科」及び「生活文化学科食物栄養専攻」は専門的・実践的な教育訓練講座として厚生労働省大臣の指定を受けています。  
(2022年4月入学生より対象)

### ● 制度概要について

働く人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の支給条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)、または被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講し修了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定の割合額(年間上限額有り)をハローワークを通じて支給される制度です。

### ● 指定講座・訓練期間等について

指定講座の名称と指定番号	取得目標資格	訓練期間	実施方法	開始時期
保育科 3010008-2210011-9	保育士 幼稚園教諭二種免許状	2年	通学 昼間	4月
生活文化学科 食物栄養専攻 3010008-2210021-1	栄養士	2年	通学 昼間	4月

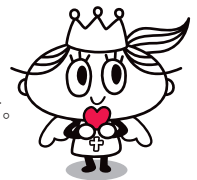
さらに教育訓練支援給付金の制度もあります。詳細はQRコードの7ページに記載されています。

### ● 支給額について

専門実践教育訓練受講中	<b>50%</b> ※1	上限は80万円/2年(年間上限40万円)まで
修了後 ※2	<b>70%</b>	訓練受講中に支給された額に加えて、差額の20%が追加支給されます。合計の上限は112万/2年まで

※1 受講者が支払った「教育訓練経費(入学金・授業料・実験実習料)×割合が支給対象となります。テキスト代・教育充実費・教育後援会費・資格申請料等、その他必要経費については自己負担となります。

※2 資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された場合。



### ● 支給対象者について

まずは  
チェック



「雇用保険の被保険者」または「雇用保険の被保険者であった方」に該当し、上記指定講座を修了する見込みで受講している方と修了した方。ただし「雇用保険の被保険者期間」については一定の条件(期間)を満たしている必要があります。詳しくは厚生労働省やハローワークのホームページをご確認ください。

### ● 申請手続きについて

本人の住所を管轄するハローワークにて本人が手続きする必要があります。まずは「支給資格」の有無や「申請書類の受付期間」についてハローワークで確認した上で、申請手続きに必要な書類を入手してください。また、申請の手続きには時間がかかる場合がありますので、制度申請をご検討されている方はお早めに手続きを進めていただくことをお勧めします。和歌山信愛女子短期大学受験に必要な出願書類等につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡ください。